

総務文教常任委員会

H31. 4. 23 (火)

午前10時00分～

第3委員会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

- ① 亀岡市税条例等の一部改正について（専決処分）（総務部）
- ② ふるさと亀岡の歴史文化遺産をまもる支援補助金について（教育部・市長公室）

(2) 行政視察に係る事前調査について

- ① 視察行程について
- ② 視察目的及び視察項目の概要等について
- ③ 調査事項の抽出

3 その他

- (1) 次回の日程について

総務文教常任委員会 提出資料

総 務 部 税 務 課

平成31年4月

亀岡市税条例等の一部を改正する条例 委員会資料

平成 31 年 3 月 29 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、法改正に合わせて改正が必要な部分について、亀岡市税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

1. 個人住民税に係る概要

(1) 住宅ローン控除期間の延長

- ・控除期間を 3 年間延長（居住年：平成 31 年 10 月～平成 32 年 12 月）

(2) ふるさと納税制度の見直し

- ・基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

① 寄付金の募集を適正に実施する地方団体

② 返礼品について、以下の基準を満たす地方団体

- ・返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
- ・返礼品を地場産品とすること

(3) 個人住民税の非課税措置の拡大

- ・児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（一定の所得基準有り）

2. 車体課税の見直しの概要

(4) グリーン化特例（軽課）の見直し（自動車税・軽自動車税）

区 分(軽自動車税)	H31年度	H32・33年度 (取得の翌年度のみ)	H34.35年度 (取得の翌年度のみ)
電気自動車・天然ガス自動車	75%軽減	75%軽減	75%軽減
2020年度(H32)燃費基準+30%達成	50%軽減	50%軽減	-
2020年度(H32)燃費基準+10%達成	25%軽減	25%軽減	-

(5) エコカー減税の見直し (自動車重量税・自動車取得税)

乗用車・軽自動車

区 分(自動車重量税)	H30年度	H31.32年度
電気自動車等(※1)	免税	免税
2020年度(H32)燃費基準+40%達成		
2020年度(H32)燃費基準+30%達成	75%軽減	50%軽減
2020年度(H32)燃費基準+20%達成		
2020年度(H32)燃費基準+10%達成	50%軽減	25%軽減
2020年度燃費基準達成	25%軽減	

区 分(自動車取得税) ※10月1日廃止	H30年度	H31年度
電気自動車等(※1)	非課税	非課税
2020年度(H32)燃費基準+40%達成		
2020年度(H32)燃費基準+30%達成	80%軽減	50%軽減
2020年度(H32)燃費基準+20%達成	60%軽減	
2020年度(H32)燃費基準+10%達成	40%軽減	25%軽減
2020年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減

※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車等を指す。

(6) 環境性能割の導入 (自動車税・軽自動車税)

軽自動車

区 分(軽自動車税・自家用)	
電気自動車等	非課税
2020年度(H32)燃費基準+20%達成	
2020年度(H32)燃費基準+10%達成	
2020年度燃費基準達成	1%
2015年度(H27)燃費基準+10%達成	2%

※平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した軽自動車(自家用)については、税率を1%分軽減

総務文教常任委員会 資料

平成31年4月23日 (火)

教 育 部

(歴史文化財課)

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金実施について

亀岡市内は、それぞれの地域において暮らす人々の心のよりどころとして、地域交流・活性化の拠点と位置付けられる歴史文化遺産を守るため、京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成20年亀岡市条例第27号）に基づき積み立てた基金を活用して、その歴史文化遺産の保存・活用に必要な経費を、予算の範囲内において補助金を交付する。

記

1 補助対象者

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付審査会（以下「審査会」）が認めた歴史文化遺産を所有又は管理する団体又は個人とする。

2 交付金率

この補助金は、寄附者が指定した歴史文化遺産支援等の寄附金額の10分の7に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）として、対象者に対し交付するものとする。

3 補助金の対象事業

- (1) 災害により被災した文化財等の修復のための経費
- (2) 地域交流・活性化の拠点と位置付けられる歴史文化遺産の保存・活用に必要な経費

4 補助対象外事業

- (1) 政治的活動、その他公序良俗に反する活動の費用としての支出を伴わないこと。
- (2) 飲食等、食糧費に相当する経費。
- (3) 団体・会員等の慰労、親睦を主目的とする経費。

前号のほか、補助金の対象経費として、社会通念上認められる範囲での支出とすること。

5 補助決定基準

- 事業経費は、歴史文化遺産を守る事業に対する経費
 - ・災害により被災した文化財等の修復のための経費
 - ・地域交流・活性化の拠点と位置付けられる歴史文化遺産の保存・活用に必要な経費
- 補助対象事業の可否については審査会で審査する。
審査会構成メンバーは、
事業に合わせた有識者若干名 教育長 教育部長 歴史文化財課長
事務局（歴史文化財課とする）
- 申請する事業は、単年度で事業を完了できるものとする。
特に審査会が認めた事業については、最長5年まで延長できる。
この場合は、申請時に全体事業計画（最長5年まで）を明記し、審査会で諮り承認を得た場合は、各年度末に事業報告書を提出することとし、事業終了後、所定の手続きが完了した時に補助金を交付することとする。

6 補助対象事業の例

◎亀岡市の歴史文化遺産を守る事業

- 災害時の文化財等の修復支援
- 社寺の修復・活用支援
- 亀岡祭山鉦の保存・活用支援
- 伝統文化の保存・活用支援
(佐伯灯籠 出雲風流花踊 犬甘野御田等)

※補助交付の考え方

- 事業計画が複数年の場合
 - ・申請時に全体事業計画（最長5年まで）を明記し、審査会で諮る。
 - ・承認を得た場合は、各年度末に事業報告書を提出することとする。
 - ・事業報告等所定の手続きが完了後、補助金を一括交付することとする。

7 補助対象となる歴史文化遺産の範囲

この要綱にいう歴史文化遺産とは、亀岡市内の団体又は個人が所有又は管理する文化的遺産及び記念物のうち地域において暮らす人々の心のよりどころとして、地域交流・活性化の拠点として位置づけられる歴史文化遺産。

- (1) 亀岡市文化財保護条例第2条に定める文化財
- (2) 文化芸術基本法第10条に定める伝統芸能
- (3) 文化芸術基本法第12条に定める生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (4) 文化芸術基本法第13条に定める文化財等
- (5) 文化芸術基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

上記に掲げる歴史文化遺産のうち地域に古くから継承されている亀岡市域に固有の歴史文化遺産(昭和20年以前)に限る。

8 施行開始予定日

平成31年6月1日

9 その他

ふるさと納税の返礼品はありません。

○亀岡市文化財保護条例

昭和43年12月23日

条例第43号

改正 昭和50年12月26日条例第44号

昭和60年10月1日条例第16号

平成28年9月30日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定により、本市に存在する文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に資することを目的とする。

(平28条例33・一部改正)

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で本市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で本市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
- (6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）（抄）

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これらに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

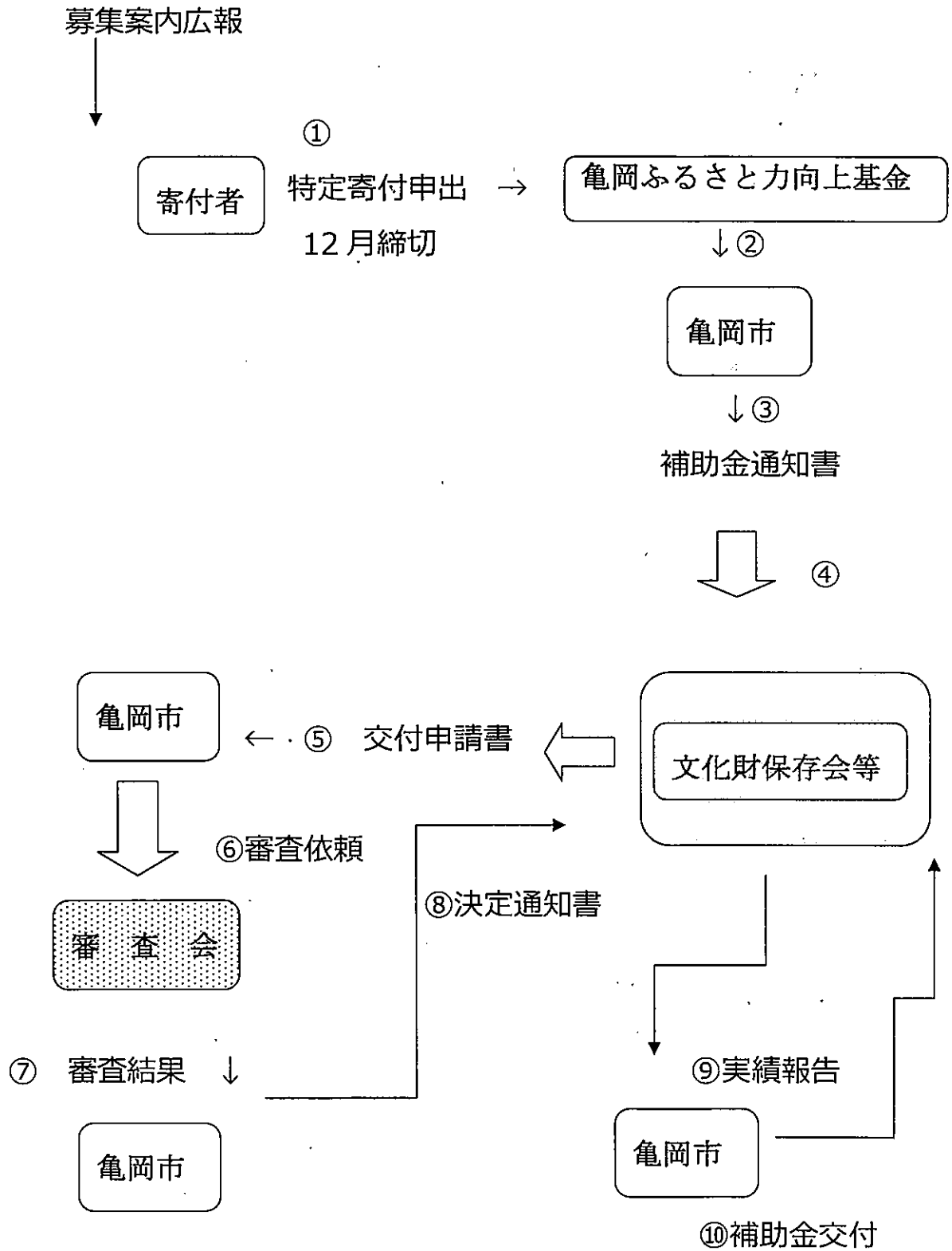
文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

事務フロー

6月 交付要綱施行



亀岡市内の指定・登録等文化財一覧

亀岡市指定文化財

(平成30年2月22日現在)

種別	文化財名称	所有者・管理者	所在地	
建造物	旧亀山城内新御殿門	千代川町自治会	千代川町北ノ庄	
	元明院宝篋印塔	元明院	旭町谷川	
	金輪寺九重塔	金輪寺	官前町官川	
	穴太寺伽藍(方丈庫裏・仁王門・鐘巻・念仏堂)	穴太寺	曾我部町穴太	
	法常寺仏殿	法常寺	畑野町千ヶ畑	
	楽音寺本堂	楽音寺	東本梅町大内	
	犬甘野板碑	常泉寺	西別院町犬甘野	
	国分寺本堂・山門・鐘楼	亀岡市	千歳町国分	
	旧亀山城新御殿玄関	財団法人 保津五苗財団	保津町沢目	
	出雲神社勝示図並びに関係文書	出雲大神宮	千歳町千歳	
絵画	絹本着色仏涅槃図	円通寺	紺屋町	
	絹本着色釈迦十六尊神像	徳壽院・宝泉寺・如意寺大般若経保存会	篠町山本・馬堀	
彫刻	絹本着色菅沼定昭寿像	天満神社	上矢田町	
	木造阿弥陀如来坐像	安楽寺	東別院町大野	
	木造阿弥陀如来坐像	金輪寺	東別院町栢原	
	木造阿弥陀如来坐像	浄法寺奉賛会(浄法寺区)	篠町浄法寺	
	木造阿弥陀如来立像	専念寺	塩屋町	
	木造釈迦如来坐像	念仏寺	篠町栢原	
	鑄鉄薬師如来坐像	大円寺	西町	
	木造薬師如来坐像	如意寺	篠町山本	
	木造薬師如来坐像	楽音寺	東本梅町大内	
	木造馬頭観音立像	桂林寺	本梅町平松	
	木造千手観音坐像	千手寺	藤田野町鹿谷	
	木造毘沙門天立像	聖隣寺	東堅町	
	木造金剛力士立像2躯	金輪寺	官前町官川	
	木造釈迦涅槃像	穴太寺	曾我部町穴太	
	木造日光・月光菩薩立像	神蔵寺	藤田野町佐伯	
	八岩権現二十一尊磨崖仏	嶺松寺	千代川町北ノ庄	
	木造如来坐像	金輪寺	東別院町栢原	
	木造如意輪観音坐像	金輪寺	東別院町栢原	
	工芸品	旧呉服町火の見の鐘	亀岡市	千歳町国分
		二代目村正脇差	天満宮社	馬路町池尻
梵鐘		金輪寺	官前町官川	
書跡・典籍 古文書 歴史資料 考古資料	梵鐘	桂林寺	本梅町平松	
	大般若経	徳壽院・宝泉寺・如意寺大般若経保存会	篠町山本・馬堀	
	坊主塚古墳出土遺物一括	亀岡市	亀岡市文化資料館	
無形文化財				
民俗文化財	有形民俗	奥条人形浄瑠璃人形首・衣装・道具一括	藤田野町奥条区	藤田野町奥条
		舟筏無難銘石灯籠	桑田神社	篠町山本
	無形民俗	金刀比羅神社奉納船	金刀比羅神社	保津町保津山
		亀岡祭山鉦行事	亀岡祭山鉦連合会	亀岡地区
史跡	保津川船下り操船技術	保津川遊船企業組合	保津町下中島	
	狐塚古墳	亀岡市	余部町風ノ口	
	足利高氏旗挙げの地	篠村八幡宮	篠町篠	
	亀山城惣構跡(土居)	天満神社	京町	
	亀山城惣構跡(土居)	嶺樹院	西堅町	
	亀山城惣構跡(土居)	宗堅寺	西堅町	
	亀山城惣構跡(土居)	聖隣寺	東堅町	
亀山城惣構跡(土居)	亀岡市(坂部公園)	東堅町		
名勝				
天然記念物	国分寺境内地イチョウ	亀岡市	千歳町国分	
	大本天恩郷のコノハナザクラ	大本	荒塚町内丸	
	丹波国分寺跡のカゴノキ	亀岡市	千歳町国分	
	丹波国分寺跡のムクノキ	亀岡市	千歳町国分	
法常寺のコウヤマキ	法常寺	畑野町千ヶ畑		
文化財環境保全地区 選定保存技術				

平成31年4月23日

委員各位

総務文教常任委員長 福井英昭
(公印省略)

総務文教常任委員会行政視察の実施について

下記のとおり、総務文教常任委員会の行政視察を実施いたしますので、繰り合わせ御参加くださるよう通知します。

記

- 1 日 時 平成31年5月8日(水)、9日(木)、10日(金)
- 2 視 察 先 山口県周南市、山口県防府市、山口県岩国市
- 3 調査事項
◎周南市 [5月8日(水) 13時30分～15時30分]
・公共施設再配置の取り組みについて
◎防府市 [5月9日(木) 10時00分～12時00分]
・定住促進事業について
◎岩国市 [5月10日(金) 10時00分～12時00分]
・防災減災の取り組みについて
- 4 行程表 別添

総務文教常任委員会行政視察行程表

1. 視察市

視察先	市制施行	人口	面積	議員定数	電話	視察事項
しゅうなんし 周南市 (山口県)	平 15. 4. 21	144, 430 人	656. 29 (平方キロ)	30 人	0834(22) 8502	・公共施設再配置の取り組みについて
ほうふし 防府市 (山口県)	昭 11. 8. 25	117, 460 人	189. 37 (平方キロ)	25 人	0835(25) 2182	・定住促進事業について
いわくにし 岩国市 (山口県)	平 18. 3. 20	134, 218 人	873. 72 (平方キロ)	32 人	0827(29) 5190	・防災減災の取り組みについて

2. 行程表

5/8 (水)	亀岡駅 → JR 山陰本線 → 京都駅 → のぞみ 5号 → 広島駅 → 徳山駅 <昼食> → 防府市視察 → (泊) 〒747-0036 山口県防府市戎町 1-2-18 スーパーホテル 防府駅前 TEL:0835-38-9000 徳山駅 → JR 山陽本線 → 防府駅 → ホテル 15:51 16:17
5/9 (木)	ホテル → 防府市視察 <昼食> → 防府駅 → JR 山陽本線 → 岩国駅 → ホテル 9:30 10:00~12:00 14:36 16:33 (泊) 〒740-0018 山口県岩国市麻里布町 2-5-21 グリーンリッチ ホテル岩国 TEL:0827-29-5555
5/10 (金)	ホテル → 岩国市視察 <昼食> → 岩国駅 → JR 山陽本線 → 広島駅 → 京都駅 → 亀岡駅 9:00 10:00~12:00 13:56 14:48 15:06 16:47 16:58 17:26 JR 山陽本線 のぞみ 176号 JR 山陰本線